

近組 2021-001 号

2021 年 1 月 8 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、昨年 11 月 4 日、および 12 月 1 日付団体交渉要求書に引き続き、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、入学試験における新型コロナウイルス感染対策の徹底を重ねて要求する。また、それに加え、コロナ禍下の特に感染者が増加している時期の入試業務が教職員の生命・健康に関わるものであるという前提のもと、下記の方法により安全配慮義務を遵守することを要求する。

1. 試験監督業務については、基礎疾患や持病の保有者、高齢者、及びこれらの者と同居している者に関しては、本人の申し出により監督業務を無条件で免除すること。
2. 新型コロナウイルス感染症は基礎疾患の有無にかかわらず重症化したり死亡したりする危険性を有しており、重症化せずとも長期にわたる後遺症に苦しむ者も少なくない。よって、現在のようにウイルスが市中に蔓延している状況下で試験監督業務を命ずること自体が、状況によって安全配慮に欠けることになりかねない。家族構成、本人及び家族の体質、居住地域での感染者数など各人が置かれている状況が多様で、入試業務が甘受しがたいものもいることを理解し、担当教職員からの辞退の申し出があった場合、これにできる限り応ずること。
3. 試験監督免除者・辞退者が、一切の不利益を被らぬよう取り計らうこと。また、辞退することで、同僚間での不和をもたらさぬよう十分に配慮すること。例えば文芸学部では、監督業務を辞退した場合、辞退者の所属する学科・専攻等から代替者を選出することが慣例となっており、文芸学部長も教員会議等でそれを促す発言をしている。そのため、同僚との不和を恐れて辞退しにくい状況となっているので、このようなことがないよう各部署に通達すること。
4. 監督業務担当者には、危険手当に相当するものとして 1 日最低 2 万円を支給すること。
5. 共通テスト実施に際し、大学入試センターから検温禁止が通達されている。会場となる大学は、大学入試センターからの通達に従わざるを得ないという面があることは理解できるが、一方で、会場を提供し、教職員の生命・健康を危険に晒すことになるというのも事実である。よって、貴法人から大学入試センターに対し強く再考

を促し、検温実施の許可を求めること。大学入試センターは、「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト 新型コロナウイルス感染症予防対策等について」（令和2年11月6日入試セ事一第132号）において、「共通テストにおいては、どの試験場も、試験場入場時におけるサーモグラフィ等による受験者の検温を行わないこと。その理由については、別添「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）配布資料4」を参照すること」（8頁）と述べる。しかし、当該資料を受けての国立感染症研究所脇田隆宇所長による「通常のイベントとは違い、感染のリスクも非常に低い」（第11回新型コロナウイルス感染症対策分科会・議事概要15頁）という発言について国立感染症研究所に情報開示請求を行った者（Twitter アカウント@taka19846）によれば、その根拠となる文書は不存在であるとのことである（2021年1月7日14:37のツイート）。つまり、大学入試センターは確固たる根拠もなく各会場に検温禁止を通知しているということであり、これに従うことは非常に危険である。

6. 共通テストの各教室の受験者の割当数を見ると、とても三密を回避できるとは思えない。大学によっては、大学入試センターの示す基準以上の配慮をして会場準備をしているところもあるが、貴法人においては、誰の判断のもとにこうした割当数・座席配置を認めたのか説明せよ。
7. 貴法人は、11・12月の推薦入試（一般公募）を、例年通りの座席配置、不十分な窓の開放、試験監督者のPCR検査も実施しないという状態で実施しており、本組合の要求は完全に無視されたことになる。今後予定されている1～3月の一般入試においては、これらの対策を徹底し、試験監督や受験生の安全に配慮することが不可欠であるが、具体的にどのような対策を講じる予定なのか説明すること。

特に共通テスト監督については時間がないため、即時の検討、回答を求めるが、一般入試監督についても、1月13日の団体交渉での回答を求める。議題の関係でそれができない場合は、前期A日程入試に間に合う日程を再設定すること。団体交渉には、コロナ対策の責任者、入学センター長、入試委員長、全理事の出席を求める。1月13日以外の日程となる場合は、日程についての回答は一週間以内とする。

以上